

議案第 25 号

災害時等における給水装置工事及び排水設備工事の実施可能事業者の拡大に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

災害時等における給水装置工事及び排水設備工事の実施可能事業者の拡大に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和 7 年 9 月 3 日提出

芽室町長 手 島 旭

災害時等における給水装置工事及び排水設備工事の実施可能事業者の拡大に伴う関係条例の整理に関する条例

(芽室町上水道事業条例の一部改正)

第 1 条 芽室町上水道事業条例（昭和41年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「工事は、」の次に「管理者又は」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（法第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が水道法第16条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。

(芽室町簡易水道給水条例の一部改正)

第 2 条 芽室町簡易水道給水条例（昭和42年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「工事は、」の次に「管理者又は」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（法第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が水道法第16条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。

(芽室町公共下水道条例の一部改正)

第 3 条 芽室町公共下水道条例（昭和49年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(芽室町集落排水施設管理条例の一部改正)

第4条 芽室町集落排水施設管理条例（昭和53年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(芽室町個別排水処理施設管理条例の一部改正)

第5条 芽室町個別排水処理施設管理条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

災害その他非常の場合における給水装置工事及び排水設備工事について、他市町村の指定を受けた工事事業者等による対応を可能とするため、関係条例の整理をしようとするものであります。

災害時等における給水装置工事及び排水設備工事の実施可能事業者の拡大に伴う

関係条例の整理に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
（芽室町上水道事業条例の一部改正） （工事の施工） 第13条 給水装置工事は、<u>管理者又は</u>管理者が水道法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（当該指定の効力を失ったものを除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（法第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が水道法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2～4 ー略ー	（工事の施工） 第13条 給水装置工事は、管理者が水道法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（当該指定の効力を失ったものを除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。 2～4 ー略ー

災害時等における給水装置工事及び排水設備工事の実施可能事業者の拡大に伴う

関係条例の整理に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
（芽室町簡易水道給水条例の一部改正） （工事の施工） 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（法第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が水道法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2と3 一略一	（工事の施工） 第7条 給水装置工事は、管理者が水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。<u>ただし、管理者が必要と認めたときは、自らこれを施工することができる。</u> 2と3 一略一

災害時等における給水装置工事及び排水設備工事の実施可能事業者の拡大に伴う

関係条例の整理に関する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
（芽室町公共下水道条例の一部改正） （排水設備の工事の施行） 第11条 排水設備の工事の調査、設計及び施行は、町の指定する排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）でなければこれを行うことができない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 一略一	（排水設備の工事の施行） 第11条 排水設備の工事の調査、設計及び施行は、町の指定する排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）でなければこれを行うことができない。<u>ただし、町が工事を施行するとき、又は町長が公共下水道の管理上支障がないと認めたときは、この限りでない。</u> 2 一略一

災害時等における給水装置工事及び排水設備工事の実施可能事業者の拡大に伴う

関係条例の整理に関する条例 新旧対照表（第4条関係）

改正案	現 行
（芽室町集落排水施設管理条例の一部改正） （工事の確認及び施行） 第4条 一略一 2 前項の工事の調査、設計及び施行は、町の指定する排水設備工事業者でなければ、これを行うことはできない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 3 一略一	（工事の確認及び施行） 第4条 一略一 2 前項の工事の調査、設計及び施行は、町の指定する排水設備工事業者でなければ、これを行うことはできない。 3 一略一

災害時等における給水装置工事及び排水設備工事の実施可能事業者の拡大に伴う

関係条例の整理に関する条例 新旧対照表（第5条関係）

改正案	現 行
（芽室町個別排水処理施設管理条例の一部改正） （工事の届出、確認及び施行） 第4条 一略一 2 前項の工事の調査、設計及び施行は、町の指定する排水設備工事業者でなければ、これを行うことはできない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 3 一略一	（工事の届出、確認及び施行） 第4条 一略一 2 前項の工事の調査、設計及び施行は、町の指定する排水設備工事業者でなければ、これを行うことはできない。 3 一略一

災害時等における給水装置工事及び排水設備工事の実施可能事業者の拡大に伴う

関係条例の整理に関する条例 新旧対照表（附則関係）

改正案	現 行
<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	